

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名

沖縄バス(株)

9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円	
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円	
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円	
補助対象期間の 基準年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km					経常収支率	100.26 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ')	1,521,132 千円	
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ')	1,720,546 千円	
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	5,761,235.8 km					経常収支率	88.40 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ'')	1,406,492 千円	
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ'')	1,770,940 千円	
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	6,628,514.4 km					経常収支率	79.42 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	267. 円 16 銭	298. 円 64 銭	316. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 =ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	293. 円 98 銭		293. 円 98 銭	316. 円 96 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロック外乗入 部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入 部分及び 他路線との競合部 分以外の キロ程の 比率			
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ								オ÷チ=ク	リ	ヌ
沖縄	1		名護東 線	屋慶 名BT	辺野 古	名護 BT	365 日	4136.0回 (11.3)	6.5	73.4 人	往59.2 km 復59.2 km	(平均) 59.2 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.000%	100.000%	
	2		与那国 線	那覇 BT	渡口	屋慶 名BT	365 日	5779.0回 (15.8)	7.4	116.9 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3		大里 線	那覇 BT	仲裡	南城市 役所	365 日	1459.5回 (3.9)	4	15.6 人	往18.8 km 復18.8 km	18.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.000%	100.000%
合計			系統								往116.0 km 復116.0 km	116.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブ ロック 外乗入部 分、同一補 助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率	計画実車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経 常費用から 経常収益を 控除した額	補助対象経 常費用の 限度額	タ又はレの うちいずれ か少ないほう の額
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ =f				
沖縄	1		100.00%	498,454.6	146,535,683円	221. 円 92 銭	212,719,724円	1,111,262.6	191. 円42銭	243,968,610円	1,098,494.1	222. 円09銭	165,176,800円	654,801.5	252. 円25銭	110,617,044 円	35,918,639 円	65,941,057 円	35,918,639 円
	2		100.00%	443,577.8	130,403,001円	273. 円 65 銭	101,877,148円	435,407.8	233. 円98銭	118,771,370円	436,036.0	272. 円38銭	139,246,861円	442,620.2	314. 円59銭	121,385,064 円	9,017,937 円	58,681,350 円	9,017,937 円
	3		100.00%	27,438.6	8,066,399円	168. 円 62 銭	17,515,724円	124,211.6km	141. 円01銭	15,795,747円	93,436.0km	169. 円05銭	13,804,980円	70,500.0km	195. 円81銭	4,626,696 円	3,439,703 円	3,629,879 円	3,439,703 円
合計				969,471.0km	285,005,083円		332,112,596円	1,670,882.0km		378,535,727円	1,627,966.1km		318,228,641円	1,167,921.7km		236,628,804 円	48,376,279 円	128,252,286 円	48,376,279 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ'×ラ'=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		35,918,639 円	35,918,639 円	35,918,639 円	35,918 千円	17,959.0 千円	35,918,639円	17,959,639円	17,959,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	639円	0.0%	
	2		2,871,491 円	9,017,937 円	2,871,491 円	2,871 千円	1,435.5 千円	9,017,937円	7,582,437円	1,435,500円	18.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	6,146,937円	81.1%	
	3		3,439,703 円	3,439,703 円	2,645,925 円	2,645 千円	1,322.5 千円	3,439,703円	2,117,203円	1,322,500円	62.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	794,703円	37.5%	
合計			42,229,833 円	48,376,279 円	41,436,055 円	41,434 千円	20,717.0 千円	48,376,279円	27,659,279円	20,717,000円	%	0円	%	0円	%	6,942,279円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けるとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)	10年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円
補助対象期間の 基準年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km			経常収支率	100.26 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ')	1,521,132 千円
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ')	1,720,546 千円
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	5,761,235.8 km			経常収支率	88.40 %	

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ'')	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ'')	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	6,628,514.4 km			経常収支率	79.42 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	267. 円 16 銭	298. 円 64 銭	316. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 =ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	293. 円 98 銭		293. 円 98 銭	316. 円 96 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率 ル÷チ	補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ヌ	
			起点	主な 経由 地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ				
沖縄	1		名護東 線	屋慶名 BT	辺野古 BT	366 日	4150.0回 (11.3)	6.5	73.4 人	往59.2 km 復59.2 km	(平均) 59.2 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.000%	100.000%
	2		与那城 線	那覇 BT	渡口 BT	366 日	5802.0回 (15.8)	7.4	116.9 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3		大里線	那覇 BT	仲裡 役所	366 日	1465.5回 (4.0)	4	16.0 人	往18.8 km 復18.8 km	18.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.000%	100.000%
合計			系統							往116.0 km 復116.0 km	116.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km		

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f				
沖縄	1		100.00%	500,177.8	147,042,269円	221. 円 92 銭	212,719,724円	1,111,262.6	191. 円42銭	243,968,610円	1,098,494.1	222. 円09銭	165,176,800円	654,801.5	252. 円25銭	110,999,457 円	36,042,812 円	66,169,021 円	36,042,812 円
	2		100.00%	445,323.9	130,916,320円	273. 円 65 銭	101,877,148円	435,407.8	233. 円98銭	118,771,370円	436,036.0	272. 円38銭	139,246,861円	442,620.2	314. 円59銭	121,862,885 円	9,053,435 円	58,912,344 円	9,053,435 円
	3		100.00%	27,551.4	8,099,560円	168. 円 62 銭	17,515,724円	124,211.6km	141. 円01銭	15,795,747円	93436.0km	169. 円05銭	13,804,980円	70500.0km	195. 円81銭	4,645,717 円	3,453,843 円	3,644,802 円	3,453,843 円
合計				973053.1km	286,058,149円		332,112,596円	1670882.0km		378,535,727円	1627966.1km		318,228,641円	1167921.7km		237,508,059 円	48,550,090 円	128,726,167 円	48,550,090 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ホ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		36,042,812 円	36,042,812 円	36,042,812 円	36,042 千円	18,021.0 千円	36,042,812円	18,021,812円	18,021,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	812円	0.0%	
	2		2,882,794 円	9,053,435 円	2,882,794 円	2,882 千円	1,441.0 千円	9,053,435円	7,612,435円	1,441,000円	18.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	6,171,435円	81.1%	
	3		3,453,843 円	3,453,843 円	2,590,382 円	2,590 千円	1,295.0 千円	3,453,843円	2,158,843円	1,295,000円	60.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	863,843円	40.0%	
合計			42,379,449 円	48,550,090 円	41,515,988 円	41,514 千円	20,757.0 千円	48,550,090円	27,793,090円	20,757,000円	%	0円	%	0円	%	7,036,090円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名

沖縄バス(株)

11年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円	
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円	
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円	
補助対象期間の 基準年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km					経常収支率	100.26 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ')	1,521,132 千円	
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ')	1,720,546 千円	
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	5,761,235.8 km					経常収支率	88.40 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ'')	1,406,492 千円	
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ'')	1,770,940 千円	
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円	
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	6,628,514.4 km					経常収支率	79.42 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
沖縄	267. 円 16 銭	298. 円 64 銭	316. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 =ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	293. 円 98 銭		293. 円 98 銭	316. 円 96 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率					
			起点	主な 経由 地	終点					チ	オ								オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ
沖縄	1		名護東 線	屋敷名 BT	辺野古	名護 BT	365 日	4136.0回 (11.3)	6.5	73.4 人	往59.2 km (平均) 復59.2 km	59.2 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.000%	100.000%			
	2		与那城 線	那覇 BT	渡口	屋敷名 BT	365 日	5773.0回 (15.8)	7.4	116.9 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%	
	3		大里線	那覇 BT	仲裡	南城市 役所	365 日	1459.5回 (3.9)	4	15.6 人	往18.8 km 復18.8 km	18.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.000%	100.000%	
合計			系統								往116.0 km 復116.0 km	116.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km			

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック 都道府県外 乗入部分及び他路線との競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	ヘ×フ以下の額、カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額
								基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
								経常収益 ヤ [※]	実車走行 キロ マ [※]	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ [※] ÷マ [※] = d	経常収益 ヤ [※]	実車走行 キロ マ [※]	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ [※] ÷マ [※] = e	経常収益 ヤ [※]	実車走行 キロ マ [※]	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ [※] ÷マ [※] = f				
沖縄	1		100.00%	498,445.0	146,532,861円	221. 円 92 銭	212,719,724円	1,111,262.6	191.円42銭	243,968,610円	1,098,494.1	222.円09銭	165,176,800円	654,801.5	252.円25銭	110,614,914 円	35,917,947 円	65,939,787 円	35,917,947 円	
	2		100.00%	443,131.3	130,271,739円	273. 円 65 銭	101,877,148円	435,407.8	233.円98銭	118,771,370円	436,036.0	272.円38銭	139,246,861円	442,620.2	314.円59銭	121,262,880 円	9,008,859 円	58,622,282 円	9,008,859 円	
	3		100.00%	27,438.6	8,066,399円	168. 円 62 銭	17,515,724円	124,211.6km	141.円01銭	15,795,747円	93,436.0km	169.円05銭	13,804,980円	70,500.0km	195.円81銭	4,626,696 円	3,439,703 円	3,629,879 円	3,439,703 円	
合計				969014.9km	284,870,999円			332,112,596円	1670882.0km		378,535,727円	1627966.1km		318,228,641円	1167921.7km		236,504,490 円	48,366,509 円	128,191,948 円	48,366,509 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ×マ=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		35,917,947 円	35,917,947 円	35,917,947 円	35,917 千円	17,958.5 千円	35,917,947円	17,959,447円	17,958,500円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	947円	0.0%	
	2		2,868,600 円	9,008,859 円	2,868,600 円	2,868 千円	1,434.0 千円	9,008,859円	7,574,859円	1,434,000円	18.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	6,140,859円	81.1%	
	3		3,439,703 円	3,439,703 円	2,645,925 円	2,645 千円	1,322.5 千円	3,439,703円	2,117,203円	1,322,500円	62.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	794,703円	37.5%	
合計			42,226,250 円	48,366,509 円	41,432,472 円	41,430 千円	20,715.0 千円	48,366,508円	27,651,509円	20,715,000円	%	0円	%	0円	%	6,936,509円	%	

- (1) 記載要領
1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ)	3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ)	2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益	379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km				経常収支率	113.18 %

乗合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	10,018,213.5 km				経常収支率	102.72 %

乗合バス事業						
基準期間の前々年度 の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km				経常収支率	95.48 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
沖縄	259. 円 15 銭	281. 円 78 銭	305. 円 63 銭
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。			

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
沖縄	282. 円 18 銭		282. 円 18 銭	345. 円 92 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比 率	
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ				
沖縄	1		玉泉洞 赤湾	糸満	具志堅	玉泉洞	365 日	4258.0回 (11.6)	2.1	24.3 人	往19.0 km 復19.0 km	(平均) 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%
	2		豊見城 市内周縁	豊崎 ビーチ	渡根名	豊崎 ビーチ	365 日	3892.0回 (10.6)	6.8	72.0 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%
	3		中部線	読谷	コザ	砂辺	365 日	7358.5回 (20.1)	5.8	116.5 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km	62.29%	37.704%
合計			系統								往77.7 km 復77.7 km	77.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km		

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロッ ク外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経 費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f					
沖縄	1		100.00%	163,675.11km	46,185,839円	98. 円 15 銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	17,619,778円	163480.7km	107.円77銭	16,064,711 円	30,121,128 円	20,783,627 円	20,783,627 円
	2		100.00%	108,345.0km	30,572,792円	108. 円 94 銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	16,648,850円	135205.6km	123.円13銭	11,803,104 円	18,769,688 円	13,757,756 円	13,757,756 円
	3		100.00%	448,066.3km	126,435,348円	227. 円 28 銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	141,728,666円	526144.7km	269.円37銭	101,836,508 円	24,598,840 円	56,895,906 円	24,598,840 円
合計				720086.4km	203,193,979円		133,782,170円	860340.4km		155,040,003円	851919.3km		175,997,294円	824831.0km		129,704,323 円	73,489,656 円	91,437,289 円	59,140,223 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数ノ①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から国庫補助額を控除した額 ニ×ワ=ヨム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムー=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		20,783,627 円	20,783,627 円	7,166,767 円	7,166 千円	3,583.0 千円	30,121,128 円	26,538,128 円	3,583,000 円	13.5%	22,955,128 円	86.5%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		13,757,756 円	13,757,756 円	13,757,756 円	13,757 千円	6,878.5 千円	18,769,688 円	11,891,188 円	6,878,500 円	57.8%	5,012,688 円	42.2%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		9,274,746 円	24,598,840 円	9,274,746 円	9,274 千円	4,637.0 千円	24,598,840 円	19,961,840 円	4,637,000 円	23.2%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	15,324,840 円	76.8%	
合計			43,816,129 円	59,140,223 円	30,199,269 円	30,197 千円	15,098.0 千円	73,489,656 円	58,391,156 円	15,098,500 円	%	27,967,816 円	%	0 円	%	15,324,840 円	%	

- (1) 記載要領
- 1 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
- 1 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ)	3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ)	2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益	379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km					経常収支率 113.18 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	10,018,213.5 km					経常収支率 102.72 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km					経常収支率 95.48 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
沖縄	259. 円 15 銭	281. 円 78 銭	305. 円 63 銭
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。			

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
沖縄	282. 円 18 銭		282. 円 18 銭	345. 円 92 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統		計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 () ①＝カッコ 内	計 画 平 均 乗 車 密 度 ②	計 画 輸 送 量 ①×② ＝③	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程		系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	同 一 補 助 ブ ロッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率	補 助 ブ ロッ ク 外 乗 入 部 分、 同 一 補 助 ブ ロッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率 (予－(リ＋ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ		
				起 点	主 な 経 由 地					終 点	チ	オ	オ÷チ＝ク				リ	ヌ			ル	ル÷チ
沖 縄	1		玉泉洞 系洞	糸満	具志堅	玉泉洞	366 日	4271.0回 (11.6)	2.1	24.3 人	往19.0 km 復19.0 km	(平均) 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%	
	2		豊見城 市内周 回線	豊崎 ビーチ	渡根名	豊崎 ビーチ	366 日	3908.0回 (10.6)	6.8	72.0 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%	
	3		中部線	読谷	コザ	砂辺	366 日	7388.0回 (20.1)	5.8	116.5 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復19.0 km	19.0 km	62.29%	37.704%	
合 計			系 統								往77.7 km 復77.7 km	77.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km	

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロッ ク外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経 費 の限度額 カ×ノ/20＝レ	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ f					
沖縄	1		100.00%	164,184.5km	46,329,582円	98. 円 15 銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	17,619,778円	163480.7km	107.円77銭	16,114,708 円	30,214,874 円	20,848,311 円	20,848,311 円
	2		100.00%	108,784.6km	30,696,838円	108. 円 94 銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	16,648,850円	135205.6km	123.円13銭	11,850,994 円	18,845,844 円	13,813,577 円	13,813,577 円
	3		100.00%	449,860.4km	126,941,607円	227. 円 28 銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	141,728,666円	526144.7km	269.円37銭	102,244,271 円	24,697,336 円	57,123,723 円	24,697,336 円
合計				722829.5km	203,968,027円		133,782,170円	860340.4km		155,040,003円	851919.3km		175,997,294円	824831.0km		130,209,973 円	73,758,054 円	91,785,611 円	59,359,224 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ノ①計画運行回数＝ホ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		20,848,311 円	20,848,311 円	7,189,072 円	7,189 千円	3,594.5 千円	30,214,874円	26,620,374円	3,594,500円	13.5%	23,025,874円	86.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	2		13,813,577 円	13,813,577 円	13,813,577 円	13,813 千円	6,906.5 千円	18,845,844円	11,939,344円	6,906,500円	57.8%	5,032,844円	42.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	3		9,311,883 円	24,697,336 円	9,311,883 円	9,311 千円	4,655.5 千円	24,697,336円	20,041,836円	4,655,500円	23.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	15,386,336円	76.8%	
合計			43,973,771 円	59,359,224 円	30,314,532 円	30,313 千円	15,156.0 千円	73,758,054円	58,601,554円	15,156,500円	%	28,058,718円	%	0円	%	15,386,336円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- （記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ) 3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ) 2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益 379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km				経常収支率 113.18 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ') 2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ') 2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益 76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	10,018,213.5 km				経常収支率 102.72 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ'') 2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ'') 2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益 △ 126,080 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	10,770,684.5 km				経常収支率 95.48 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	259. 円 15 銭	281. 円 78 銭	305. 円 63 銭
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。			

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	282. 円 18 銭		282. 円 18 銭	345. 円 92 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比 率 (予－(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ	
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ		ヌ	ル			ル÷チ
沖縄	1		玉泉洞 系	永満	具志堅	玉泉洞	365 日	4259.0回 (11.6)	2.1	24.3 人	往19.0 km 復19.0 km	(平均) 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%	
	2		豊見城 市内周 回線	豊崎 ビーチ	渡根名	豊崎 ビーチ	365 日	3896.0回 (10.6)	6.8	72.0 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%	
	3		中部線	読谷	コザ	砂辺	365 日	7365.5回 (20.1)	5.8	116.5 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	62.29%	37.704%	
	4																					
合計			系統								往77.7 km 復77.7 km	77.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km	

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロッ ク外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヲ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カー＝ヨ＝タ	補助対象経 費 の限度額 カ×ノ/20＝レ	タ又はしのうちいづれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f					
沖縄	1		100.00%	163,720.8km	46,198,735円	98. 円 15 銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	15,696,015円	160250.3km	97.円94銭	17,619,778円	163480.7km	107.円77銭	16,069,196 円	30,129,539 円	20,789,430 円	20,789,430 円
	2		100.00%	108,452.0km	30,602,985円	108. 円 94 銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	14,631,392円	132749.0km	110.円21銭	16,648,850円	135205.6km	123.円13銭	11,814,760 円	18,788,225 円	13,771,343 円	13,771,343 円
	3		100.00%	448,490.9km	126,555,162円	227. 円 28 銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	124,712,596円	558920.0km	223.円13銭	141,728,666円	526144.7km	269.円37銭	101,933,011 円	24,622,151 円	56,949,822 円	24,622,151 円
	4																		
合計				720663.7km	203,356,882円		133,782,170円	860340.4km		155,040,003円	851919.3km		175,997,294円	824831.0km		129,816,967 円	73,539,915 円	91,510,595 円	59,182,924 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ノ①計画運行回数＝ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		20,789,430 円	20,789,430 円	7,168,768 円	7,168 千円	3,584.0 千円	30,129,539 円	26,545,539 円	3,584,000 円	13.5%	22,961,539 円	86.5%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		13,771,343 円	13,771,343 円	13,771,343 円	13,771 千円	6,885.5 千円	18,788,225 円	11,902,725 円	6,885,500 円	57.8%	5,017,225 円	42.2%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		9,283,535 円	24,622,151 円	9,283,535 円	9,283 千円	4,641.5 千円	24,622,151 円	19,980,651 円	4,641,500 円	23.2%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	15,339,151 円	76.8%	
	4																	
合計			43,844,308 円	59,182,924 円	30,223,646 円	30,222 千円	15,111.0 千円	73,539,915 円	58,428,915 円	15,111,000 円	%	27,978,764 円	%	0 円	%	15,339,151 円	%	

- (1) 記載要領
- 1 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
- 1 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	那覇バス 株式会社	9年度
------	-----------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,518,788 千円	営業外収益	66,826 千円	経常収益(イ) 1,585,614 千円
	営業費用	1,745,827 千円	営業外費用	32,689 千円	経常費用(ロ) 1,778,516 千円
	営業損益	△ 227,039 千円	営業外損益	34,137 千円	経常損益 △ 192,902 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,368,273.8 km				経常収支率 89.15 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,423,689 千円	営業外収益	49,359 千円	経常収益(イ) 1,473,048 千円
	営業費用	1,726,637 千円	営業外費用	29,677 千円	経常費用(ロ) 1,756,314 千円
	営業損益	△ 302,948 千円	営業外損益	19,682 千円	経常損益 △ 283,266 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,675,299.9 km				経常収支率 83.87 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,318,760 千円	営業外収益	302,436 千円	経常収益(イ') 1,621,196 千円
	営業費用	1,698,841 千円	営業外費用	22,812 千円	経常費用(ロ') 1,721,653 千円
	営業損益	△ 380,081 千円	営業外損益	279,624 千円	経常損益 △ 100,457 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	4,988,396.8 km				経常収支率 94.17 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	345. 円 13 銭	375. 円 65 銭	407. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	375. 円 97 銭		375. 円 97 銭	362. 円 98 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車 密 度 ②	計画 輸 送 量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程		系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比率	
			起点	主な 経由 地	終点					キロ程		キロ程			キロ程		キロ程		キロ程				
										チ	オ	オ÷チ＝ク	リ		ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ					
沖縄	1		那覇 でだこ	那覇	浦添 高校	でだこ 浦西駅	243 日	729.0回 (3.0)	5.2	15.6 人	往11.7 km 復11.6 km	(平均) 11.7 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%		
	2		与根	具志	真玉橋 三並城	具志	365 日	7419.0回 (20.3)	5.6	113.6 人	往31.2 km 復31.2 km		往0.0 km 復0.0 km		0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	16.0 km	51.28%	48.717%	
	3		平和台 安謝	具志	我那覇 市場北 口	具志	294 日	2340.0回 (7.9)	5.8	45.8 人	往33.6 km 復33.6 km	33.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往22.4 km 復22.4 km	22.4 km	66.66%	33.333%
	4		那覇 永満	那覇	豊見城 団地	永満	365 日	8444.0回 (23.1)	5.6	129.3 人	往19.7 km 復19.7 km	19.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往15.8 km 復15.8 km	15.8 km	80.20%	19.796%
合計			系統								往96.2 km 復96.1 km	96.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往38.2 km 復38.2 km	54.2 km		

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d＋e＋f)÷3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー＝ヨ＝タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝ d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝ e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝ f
沖縄	1		100.00%	16,985.7km	6,386,113円	357. 円 52 銭	17,197,530円	49160.3km	349.円82銭	18,279,860円	47960.4km	381.円14銭	8,238,291円	24115.4km	341.円61銭	6,072,727 円	313,386 円		
	2		100.00%	228,458.4km	85,893,504円	290. 円 95 銭	69,261,287円	241726.0km	286.円52銭	65,287,631円	236884.3km	275.円60銭	74,834,414円	240833.9km	310.円73銭	66,469,971 円	19,423,533 円		
	3		100.00%	78,721.2km	29,596,809円	283. 円 80 銭	22,296,732円	79839.6km	279.円26銭	23,442,297円	88094.4km	266.円10銭	25,689,565円	83939.1km	306.円05銭	22,341,076 円	7,255,733 円		
	4		100.00%	317,123.6km	119,228,959円	300. 円 40 銭	97,515,316円	335918.1km	290.円29銭	91,521,197円	315837.6km	289.円77銭	101,870,653円	317192.3km	321.円16銭	95,263,929 円	23,965,030 円		
合計				641288.9km	241,105,385円		206,270,865円	706644.0km		198,530,985円	688776.7km		210,632,923円	666080.7km		190,147,703 円	50,957,682 円		

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ 本	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		313,386 円	313,386 円	313,386 円	313 千円	156.5 千円	313,386円	156,886円	156,500円	99.8%	0円	0.0%	0円	0.0%	386円	0.2%	
	2		9,462,562 円	19,423,533 円	9,462,562 円	9,462 千円	4,731.0 千円	19,423,533円	14,692,533円	4,731,000円	32.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	9,961,533円	67.8%	
	3		2,418,553 円	7,255,733 円	2,418,553 円	2,418 千円	1,209.0 千円	7,255,733円	6,046,733円	1,209,000円	20.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	4,837,733円	80.0%	
	4		4,744,117 円	23,965,030 円	4,744,117 円	4,744 千円	2,372.0 千円	23,965,030円	21,593,030円	2,372,000円	11.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	19,221,030円	89.0%	
合計			16,938,618 円	50,957,682 円	16,938,618 円	16,937 千円	8,468.0 千円	50,957,682円	42,489,182円	8,468,500円	%	0円	%	0円	%	34,020,682円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ソ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（リ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業					
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [*]) の損益状況	営業収益	1,518,788 千円	営業外収益	66,826 千円	経常収益(イ) 1,585,614 千円
	営業費用	1,745,827 千円	営業外費用	32,689 千円	経常費用(ロ) 1,778,516 千円
	営業損益	△ 227,039 千円	営業外損益	34,137 千円	経常損益 △ 192,902 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,368,273.8 km			経常収支率	89.15 %

乗合バス事業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,423,689 千円	営業外収益	49,359 千円	経常収益(イ) 1,473,048 千円
	営業費用	1,726,637 千円	営業外費用	29,677 千円	経常費用(ロ) 1,756,314 千円
	営業損益	△ 302,948 千円	営業外損益	19,682 千円	経常損益 △ 283,266 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,675,299.9 km			経常収支率	83.87 %

乗合バス事業					
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,318,760 千円	営業外収益	302,436 千円	経常収益(イ') 1,621,196 千円
	営業費用	1,698,841 千円	営業外費用	22,812 千円	経常費用(ロ') 1,721,653 千円
	営業損益	△ 380,081 千円	営業外損益	279,624 千円	経常損益 △ 100,457 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,988,396.8 km			経常収支率	94.17 %

(補助対象事業者の「基準期間^{*}を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	345. 円 13 銭	375. 円 65 銭	407. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	375. 円 97 銭		375. 円 97 銭	362. 円 98 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸 送 量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比 率							
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ														
																				①＝カコ 内	②	①×② ＝③				
																			チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ
沖縄	1		那覇 てだこ	那覇	浦添 高校	てだこ 浦西駅	245 日	735.0回 (3.0)	5.2	15.6 人	往11.7 km 復11.6 km	(平均) 11.7 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%					
	2		与根	具志	真玉橋 三並城	具志	366 日	7450.0回 (20.3)	5.6	113.6 人	往31.2 km 復31.2 km	31.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	16.0 km	51.28%	48.717%					
	3		平和台 安謝	具志	我那覇 市場北 口	具志	296 日	2358.0回 (7.9)	5.8	45.8 人	往33.6 km 復33.6 km	33.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	22.4 km 22.4 km	66.66%	33.333%					
	4		那覇 永満	那覇	豊見城 団地	永満	366 日	8475.0回 (23.1)	5.6	129.3 人	往19.7 km 復19.7 km	19.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	15.8 km 15.8 km	80.20%	19.796%					
合計			系統								往96.2 km 復96.1 km	96.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	38.2 km 復38.2 km	54.2 km						

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロッ ク外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益 ヤ'÷マ'= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益 ヤ÷マ=f					
						ノ×フ以上の額:ヨ													
沖縄	1		100.00%	17,125.5km	6,438,674円	357. 円 52 銭	17,197,530円	49160.3km	349.円82銭	18,279,860円	47960.4km	381.円14銭	8,238,291円	24115.4km	341.円61銭	6,122,708 円	315,966 円	2,897,403 円	315,966 円
	2		100.00%	229,405.6km	86,249,623円	290. 円 95 銭	69,261,287円	241726.0km	286.円52銭	65,287,631円	236884.3km	275.円60銭	74,834,414円	240833.9km	310.円73銭	66,745,559 円	19,504,064 円	38,812,330 円	19,504,064 円
	3		100.00%	79,326.8km	29,824,496円	283. 円 80 銭	22,296,732円	79839.6km	279.円26銭	23,442,297円	88094.4km	266.円10銭	25,689,565円	83939.1km	306.円05銭	22,512,945 円	7,311,551 円	13,421,023 円	7,311,551 円
	4		100.00%	318,289.0km	119,667,115円	300. 円 40 銭	97,515,316円	335918.1km	290.円29銭	91,521,197円	315837.6km	289.円77銭	101,870,653円	317192.3km	321.円16銭	95,614,015 円	24,053,100 円	53,850,201 円	24,053,100 円
合計				644146.9km	242,179,908円		206,270,865円	706644.0km		198,530,985円	688776.7km		210,632,923円	666080.7km		190,995,227 円	51,184,681 円	108,980,957 円	51,184,681 円

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヅ＝ヅ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ミなし運行回数 ノ①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		315,966 円	315,966 円	315,966 円	315 千円	157.5 千円	315,966円	158,466円	157,500円	99.4%	0円	0.0%	0円	0.0%	966円	0.6%	
	2		9,501,794 円	19,504,064 円	9,501,794 円	9,501 千円	4,750.5 千円	19,504,064円	14,753,564円	4,750,500円	32.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	10,003,064円	67.8%	
	3		2,437,159 円	7,311,551 円	2,437,159 円	2,437 千円	1,218.5 千円	7,311,551円	6,093,051円	1,218,500円	20.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	4,874,551円	80.0%	
	4		4,761,551 円	24,053,100 円	4,761,551 円	4,761 千円	2,380.5 千円	24,053,100円	21,672,600円	2,380,500円	11.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	19,292,100円	89.0%	
合計			17,016,470 円	51,184,681 円	17,016,470 円	17,014 千円	8,507.0 千円	51,184,681円	42,677,681円	8,507,000円	%	0円	%	0円	%	34,170,681円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（リ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業					
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	1,518,788 千円	営業外収益	66,826 千円	経常収益(イ) 1,585,614 千円
	営業費用	1,745,827 千円	営業外費用	32,689 千円	経常費用(ロ) 1,778,516 千円
	営業損益	△ 227,039 千円	営業外損益	34,137 千円	経常損益 △ 192,902 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,368,273.8 km			経常収支率	89.15 %

乗合バス事業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,423,689 千円	営業外収益	49,359 千円	経常収益(イ) 1,473,048 千円
	営業費用	1,726,637 千円	営業外費用	29,677 千円	経常費用(ロ) 1,756,314 千円
	営業損益	△ 302,948 千円	営業外損益	19,682 千円	経常損益 △ 283,266 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,675,299.9 km			経常収支率	83.87 %

乗合バス事業					
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,318,760 千円	営業外収益	302,436 千円	経常収益(イ') 1,621,196 千円
	営業費用	1,698,841 千円	営業外費用	22,812 千円	経常費用(ロ') 1,721,653 千円
	営業損益	△ 380,081 千円	営業外損益	279,624 千円	経常損益 △ 100,457 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,988,396.8 km			経常収支率	94.17 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	345. 円 13 銭	375. 円 65 銭	407. 円 14 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	375. 円 97 銭		375. 円 97 銭	362. 円 98 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比 率			
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ								オ÷チ＝ク	リ	ヌ
							①＝カッコ 内	②		①×② ＝③									(予ー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ			
沖縄	1		那覇 てだこ	那覇	浦添 高校	てだこ 浦西駅	244 日	732.0回 (3.0)	5.2	15.6 人	往11.7 km 復11.6 km	(平均) 11.7 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%	
	2		与根	具志	真玉橋 三並城	具志	365 日	7427.0回 (20.3)	5.6	113.6 人	往31.2 km 復31.2 km	31.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	16.0 km	51.28%	48.717%	
	3		平和台 安謝	具志	我那覇 市場北 口	具志	294 日	2346.0回 (7.9)	5.8	45.8 人	往33.6 km 復33.6 km	33.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	22.4 km 22.4 km	66.66%	33.333%	
	4		那覇 永満	那覇	豊見城 団地	永満	365 日	8449.0回 (23.1)	5.6	129.3 人	往19.7 km 復19.7 km	19.7 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	15.8 km 15.8 km	80.20%	19.796%	
合計			系統								往96.2 km 復96.1 km	96.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	38.2 km 38.2 km	54.2 km		

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー＝ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×ノ/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益ヤ"	実車走行キロマ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ"÷マ"＝d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'＝e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝f
沖縄	1		100.00%	17,055.6km	6,412,393円	357. 円 52 銭	17,197,530円	49160.3km	349.円82銭	18,279,860円	47960.4km	381.円14銭	8,238,291円	24115.4km	341.円61銭	6,097,718 円	314,675 円		
	2		100.00%	228,699.2km	85,984,038円	290. 円 95 銭	69,261,287円	241726.0km	286.円52銭	65,287,631円	236884.3km	275.円60銭	74,834,414円	240833.9km	310.円73銭	66,540,032 円	19,444,006 円		
	3		100.00%	78,923.2km	29,672,755円	283. 円 80 銭	22,296,732円	79839.6km	279.円26銭	23,442,297円	88094.4km	266.円10銭	25,689,565円	83939.1km	306.円05銭	22,398,404 円	7,274,351 円		
	4		100.00%	317,310.6km	119,299,266円	300. 円 40 銭	97,515,316円	335918.1km	290.円29銭	91,521,197円	315837.6km	289.円77銭	101,870,653円	317192.3km	321.円16銭	95,320,104 円	23,979,162 円		
合計				641988.6km	241,368,452円		206,270,865円	706644.0km		198,530,985円	688776.7km		210,632,923円	666080.7km		190,356,258 円	51,012,194 円		

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 国庫補助額 を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		314,675 円	314,675 円	314,675 円	314 千円	157.0 千円	314,675円	157,675円	157,000円	99.6%	0円	0.0%	0円	0.0%	675円	0.4%	
	2		9,472,536 円	19,444,006 円	9,472,536 円	9,472 千円	4,736.0 千円	19,444,006円	14,708,006円	4,736,000円	32.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	9,972,006円	67.8%	
	3		2,424,759 円	7,274,351 円	2,424,759 円	2,424 千円	1,212.0 千円	7,274,351円	6,062,351円	1,212,000円	20.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	4,850,351円	80.0%	
	4		4,746,914 円	23,979,162 円	4,746,914 円	4,746 千円	2,373.0 千円	23,979,162円	21,606,162円	2,373,000円	11.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	19,233,162円	89.0%	
合計			16,958,884 円	51,012,194 円	16,958,884 円	16,956 千円	8,478.0 千円	51,012,194円	42,534,194円	8,478,000円	%	0円	%	0円	%	34,056,194円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- （記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業【沖縄バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km				経常収支率	100.26 %

乗合バス事業【琉球バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ)	3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ)	2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益	379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km				経常収支率	113.18 %

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ)	1,521,132 千円
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ)	1,720,546 千円
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,761,235.8 km				経常収支率	88.41 %

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	10,018,213.5 km				経常収支率	102.72 %

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km				経常収支率	79.42 %

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km				経常収支率	95.48 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
沖縄	262. 円 20 銭	287. 円 93 銭	309. 円 27 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
沖縄	286. 円 46 銭		286. 円 46 銭	335. 円 87 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都道 府県外乗 入部分及 び他路線 との競合 部分以外 のキロ程 の比率
				起点	主な 経由地	終点					①＝カ コ 内	②					①×② ＝③	チ		
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地	名護 BT	365 日	9733.0回 (26.6)	2.6	69.1 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	100.00%	
	2		辺土名	名護 BT	大宜味	辺土名	365 日	4258.0回 (11.6)	3.5	40.6 人	往31.6 km 復31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%	
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		

補助 ブ ロ ク 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助 ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ＋ ス))÷チニ ヲ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経 常 収益の 限度額 カ×9/20＝レ	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ"÷マ" ＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ'÷マ' ＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ÷マ＝ f					
沖縄	1		100.00%	521,413.0km	149,363,967円	93. 円 31 銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	46,975,927円	494611.6km	94.円97銭	56,535,039円	520945.2km	108.円52銭	48,653,047 円	100,710,920 円	67,213,785 円	67,213,785 円
	2		100.00%	269,008.4km	77,060,146円	135. 円 85 銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	38,418,822円	268788.4km	142.円93銭	43,798,426円	268881.6km	162.円89銭	36,544,791 円	40,515,355 円	34,677,065 円	34,677,065 円
合計				790421.4km	226,424,113円		87,514,027円	1014170.8km		85,394,749円	763400.0km		100,333,465円	789826.8km		85,197,838 円	141,226,275 円	101,890,850 円	101,890,850 円

補助 ブ ロ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合												
			ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヅ＝ヅ'	ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ホ					ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
														負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		67,213,785 円	67,213,785 円	32,848,842 円	32,848 千円	16,424.0 千円	100,710,920円	84,286,920円	16,424,000円	19.5%	33,497,135円	39.7%	0円	0.0%	34,365,785円	40.8%					
	2		34,677,065 円	34,677,065 円	23,915,217 円	23,915 千円	11,957.5 千円	40,515,355円	28,557,855円	11,957,500円	41.9%	5,838,290円	20.4%	0円	0.0%	10,762,065円	37.7%					
合計			101,890,850 円	101,890,850 円	56,764,059 円	56,763 千円	28,381.0 千円	141,226,275円	112,844,775円	28,381,500円	%	39,335,425円	%	0円	%	45,127,850円	%					

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11÷20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 38

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業【沖縄バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km			経常収支率	100.26 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ)	3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ)	2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益	379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km			経常収支率	113.18 %	

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ)	1,521,132 千円
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ)	1,720,546 千円
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,761,235.8 km			経常収支率	88.41 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	10,018,213.5 km			経常収支率	102.72 %	

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km			経常収支率	79.42 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km			経常収支率	95.48 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	262. 円 20 銭	287. 円 93 銭	309. 円 27 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	286. 円 46 銭		286. 円 46 銭	335. 円 87 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ		他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線と の競合率 ル÷チ	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都道 府県外乗 入部分及 び他路線 との競合 部分以外 のキロ程 の比率 (チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ラ						
			起点	主な 経由 地	終点					往 キロ程	平均 キロ程				復 キロ程	平均 キロ程	往 キロ程	平均 キロ程	復 キロ程	平均 キロ程			往 キロ程	平均 キロ程	復 キロ程	平均 キロ程	往 キロ程	平均 キロ程
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地 名護 BT	366 日	9761.0回 (26.6)	2.6	69.1 人	往54.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	0.00%	往0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	復0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	復0.0 km (平均)	0.00%	100.00%									
	2		辺土名	名護 BT	大宜味 辺土名	366 日	4271.0回 (11.6)	3.5	40.6 人	往31.6 km 復31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%									
合計			系統							往85.6 km 復85.6 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km										

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブ ロック 外乗入部 分、同一補 助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 常 費 の 限 度 額	タ又はしのうちい ずれか少ないほうの 額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ'"÷マ'" ＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ'"÷マ'" ＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ÷マ＝f					
			(チー(リ＋ ス))÷チニ ヲ	ワ	ヘ×フ以下の額:カ	(d+e+f)/3＝ノ							ノ×フ以上の額:ヨ	カーヨ＝タ	カ×ヨ/20＝レ	ソ			
沖縄	1		100.00%	522,905.8km	149,791,595円	93. 円 31 銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	46,975,927円	494611.6km	94.円97銭	56,535,039円	520945.2km	108.円52銭	48,792,340 円	100,999,255 円	67,406,217 円	67,406,217 円
	2		100.00%	269,829.2km	77,295,272円	135. 円 85 銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	38,418,822円	268788.4km	142.円93銭	43,798,426円	268881.6km	162.円89銭	36,656,296 円	40,638,976 円	34,782,872 円	34,782,872 円
合計				792735.0km	227,086,867円		87,514,027円	1014170.8km		85,394,749円	763400.0km		100,333,465円	789826.8km		85,448,636 円	141,638,231 円	102,189,089 円	102,189,089 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの ソ×ヅ＝ツ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		67,406,217 円	67,406,217 円	32,942,888 円	32,942 千円	16,471.0 千円	100,999,255円	84,528,255円	16,471,000円	19.5%	33,593,038円	39.7%	0円	0.0%	34,464,217円	40.8%	
	2		34,782,872 円	34,782,872 円	23,988,187 円	23,988 千円	11,994.0 千円	40,638,976円	28,644,976円	11,994,000円	41.9%	5,856,104円	20.4%	0円	0.0%	10,794,872円	37.7%	
合計			102,189,089 円	102,189,089 円	56,931,075 円	56,930 千円	28,465.0 千円	141,638,231円	113,173,231円	28,465,000円	%	39,449,142円	%	0円	%	45,259,089円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11÷20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 40

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業【沖縄バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	1,565,208 千円	営業外収益	21,298 千円	経常収益(イ)	1,586,506 千円
	営業費用	1,570,196 千円	営業外費用	12,179 千円	経常費用(ロ)	1,582,375 千円
	営業損益	△ 4,988 千円	営業外損益	9,119 千円	経常損益	4,131 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,005,268.6 km			経常収支率	100.26 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	営業収益	3,230,413 千円	営業外収益	26,526 千円	経常収益(イ)	3,256,939 千円
	営業費用	2,870,003 千円	営業外費用	7,605 千円	経常費用(ロ)	2,877,608 千円
	営業損益	360,410 千円	営業外損益	18,921 千円	経常損益	379,331 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,415,286.8 km			経常収支率	113.18 %	

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,468,569 千円	営業外収益	52,563 千円	経常収益(イ)	1,521,132 千円
	営業費用	1,690,072 千円	営業外費用	30,474 千円	経常費用(ロ)	1,720,546 千円
	営業損益	△ 221,503 千円	営業外損益	22,089 千円	経常損益	△ 199,414 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,761,235.8 km			経常収支率	88.41 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	2,877,293 千円	営業外収益	22,448 千円	経常収益(イ)	2,899,741 千円
	営業費用	2,809,876 千円	営業外費用	13,103 千円	経常費用(ロ)	2,822,979 千円
	営業損益	67,417 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	76,762 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	10,018,213.5 km			経常収支率	102.72 %	

乗合バス事業【沖縄バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km			経常収支率	79.42 %	

乗合バス事業【琉球バス】						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km			経常収支率	95.48 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	262. 円 20 銭	287. 円 93 銭	309. 円 27 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	286. 円 46 銭		286. 円 46 銭	335. 円 87 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 チ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率 オ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ		他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線と の競合率 ル÷チ	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都道 府県外乗 入部分及 び他路線 との競合 部分以外 のキロ程 の比率 (チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ラ
			起点	主な 経由 地	終点					チ	オ				オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ			
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地 名護 BT	365 日	9734.0回 (26.6)	2.6	69.1 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	100.00%				
	2		辺土名	名護 BT	大宜味 辺土名	365 日	4259.0回 (11.6)	3.5	40.6 人	往31.6 km 復31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%				
合計			系統							往85.6 km 復85.6 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km					

補助 ブ ロ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス))÷チニヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経常費の限度額 カ×ヨ/20＝レ	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'"÷マ'"＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f					
沖縄	1		100.00%	521,463.6km	149,378,462円	93. 円 31 銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	46,975,927円	494611.6km	94.円97銭	56,535,039円	520945.2km	108.円52銭	48,657,768 円	100,720,694 円	67,220,307 円	67,220,307 円
	2		100.00%	269,071.2km	77,078,135円	135. 円 85 銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	38,418,822円	268788.4km	142.円93銭	43,798,426円	268881.6km	162.円89銭	36,553,322 円	40,524,813 円	34,685,160 円	34,685,160 円
合計				790534.8km	226,456,597円		87,514,027円	1014170.8km		85,394,749円	763400.0km		100,333,465円	789826.8km		85,211,090 円	141,245,507 円	101,905,467 円	101,905,467 円

補助 ブ ロ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合												
			ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヅ＝ヅ'	ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ホ					ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
														負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		67,220,307 円	67,220,307 円	32,852,029 円	32,852 千円	16,426.0 千円	100,720,694円	84,294,694円	16,426,000円	19.5%	33,500,387円	39.7%	0円	0.0%	34,368,307円	40.8%					
	2		34,685,160 円	34,685,160 円	23,920,800 円	23,920 千円	11,960.0 千円	40,524,813円	28,564,813円	11,960,000円	41.9%	5,839,653円	20.4%	0円	0.0%	10,765,160円	37.7%					
合計			101,905,467 円	101,905,467 円	56,772,829 円	56,772 千円	28,386.0 千円	141,245,507円	112,859,507円	28,386,000円	%	39,340,040円	%	0円	%	45,133,467円	%					

- (1) 記載要領
1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。

13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17. 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11÷20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 42

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準木に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

沖縄県

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
7	(系統番号47) 那覇てだこ線	当該系統は、乗務員不足により運行継続が困難な路線として一度廃止された路線であるが、実証実験の結果、平日の通勤・通学の一定数以上の需要が確認できた。そのため、地域の生活の足を確保しながら、持続可能なダイヤ設定とするため、平日3回の運行回数としている。	0	0
9	(系統番号101) 平和台安謝線	当該系統は、那覇市曙地区、浦添市伊奈武瀬への通勤需要を主とする唯一の幹線系統である。しかしながら、日曜祝日は通院等の利用もないことから輸送需要が極めて少ないため平日・土曜日だけの運行となっている。	3	0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
沖縄県	中部広域市町村圏	うるま市	沖縄本島の中部に位置し、隣接の沖縄市、恩納村等から、うるま市役所、中部病院、市内の県立高等学校への利用者がいるため。
	南部広域市町村圏	糸満市	沖縄本島南部に位置し、本島南部支線の拠点となっており、県立糸満青年の家、南部戦跡、糸満高校などが立地しているため。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両減価償却費等に要する 国庫補助額(千円)
沖縄県	沖縄バス(株)	4	7,826

9年度

初年度(令和 9 年度)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

実質購入予定価(円)*消費税を除く															
確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	実質購入予定価 計額から償却額 を控除した額(円)	本限度額のうち 少ない方の額(円)	普通償却限度 額(円) (定率法)→0.04× 定額法)→0.02×	特別償却額 (円) テ	償却限度額(円) ト×1=ニ	事業者償却額 (円) ル	2のうち少ない 方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ウ	補助対象経費 千円×12(月)÷ホ	国庫補助金 内定申請額 (千円) カ×12(月)÷コ	*残存価格 (円) ヘ×チ
1	25,612,673	694,256		26,306,929	26,306,928	15,300,000	6,120,000		6,120,000	10,522,772	6,120,000	12	6,120,000 円	3,060.0	9,180,000
1	25,612,673	694,256		26,306,929	26,306,928	15,300,000	6,120,000		6,120,000	10,522,772	6,120,000	12	6,120,000 円	3,060.0	9,180,000
計	51,225,346	1,388,512		52,613,858	52,613,856	30,600,000	12,240,000	0	12,240,000	21,045,544	12,240,000	24	12,240 千円	6,120	18,360,000

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	△の額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	△の額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	

【負担者とその負担割合】

2年目以降(令和 9 年度)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価額(円)	普通償却限度 額 (定率法) $7 \times 0.4 = A$ (定額法) $7 \times 0.2 = B$	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ノボのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $7 \times \text{年} \div 12 (\text{月}) = \text{ア}$ (最終年度) $7 \times \text{年}$	国庫補助金 内定申請額(千円)	※残存価格
	初年度への額=ア	前年度(2年目の み)の額=ア		ウ	ム+ウ=ノ	オ	カ	キ		マ×1/2=キ	ナ=フ
1	15,300,000	1,836,000	1,836,000		1,836,000	1,706,899	1,706,899	12	1,706,899 円	853.4	129,101
2	15,300,000	1,836,000	1,836,000		1,836,000	1,706,899	1,706,899	12	1,706,899 円	853.4	129,101
											0
											0
											0
											0
											0
											0
計	30,600,000	3,672,000	3,672,000		3,672,000	3,413,798	3,413,798		3,414 千円	1,706	258,202

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内=ユ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率 (%) ジ	補助対象経費 7	国庫補助金 内定申請額(千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
								円
								円
								円
								円
								円
								円
								円
								円
計	0						0	千円 0

【負担者とその負担割合】

(1) 記載要領

- (2) 添付書類
 1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類（（1）7.9.10関連）
 3. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
 4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の指定を受けた車両にあつては、認定書の写し。
 6. 自動車登録事項等証明書の写し
 7. バス車両の主要部分の写真
 8. 車両購入後の乗合バス専用車両の状況（車両数、平均車令）

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	沖縄バス株式会社
------	----------

10年度

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)																							
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線 名称又は区間	確保維持車両 庫補助金申請 番号	車両の種別		乗車定 員(人)	車両の高 さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リー ス)		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線 名称又は区間	確保維持車両 庫補助金申請 番号	車両の種別		乗車定 員(人)	車両の高 さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リー ス)			

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

実費購入予定費(円)＊消費税を除く																			
確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	実費購入予定費合 計額から減価償却 を控除した額(円)	もと原価額のうち 少ない方の率 (円)	普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ス&のうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額 (千円)	＊残存価格 (円)				
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-イ円=ホ	ヘ	(定率法)ヘ×0.4=ト (定額法)ヘ×0.2=ナ	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	ワ×ワ÷12(月)=ハ	カ×1/2=コ	ヘ-カ=ク				
													円						
計													千円						

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)	確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ		ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円							円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
カ+ウ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合										「その他の者」 の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者負担					
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
沖縄		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合 計		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
沖縄	1	名護東線	1	1					
沖縄	2	与勝線	2	2					
沖縄	1	名護東線	1	1					
沖縄	1	名護東線	1	1					

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価格(円)		普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ノ&のうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)	＊残存価格 (円)
		前年度7(2年目 のみ)の額=ナ	前年度7(2年目 のみ)の額=ウ									
1	15,300,000	129,101	129,101	129,101	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=カ	ラ-マ=フ
2	15,300,000	129,101	129,101	129,101		129,101	1,706,899	129,101	2	129,101 円	64.5	0
1	15,300,000	9,180,000	3,672,000	3,672,000		3,672,000	6,313,663	3,672,000	12	3,672,000 円	1,836.0	5,508,000
1	15,300,000	9,180,000	3,672,000	3,672,000		3,672,000	6,313,663	3,672,000	12	3,672,000 円	1,836.0	5,508,000
										円		0
										円		0
										円		0
										円		0
計	61,200,000	18,618,202	7,602,202	7,602,202		7,602,202	16,041,124	7,602,202		7,602 千円	3,801	11,016,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	7	7×1/2=サ
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
マ+7	ケ+サ
7,602	3,801

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請番 号	負担者とその負担割合										事業者負担		「その他の者」 の負担割合		「その他の者」 の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		負担額		負担割合						
沖縄	1	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
	2	64,481 円	49.9 %	円	%	円	%	円	%	200 円	0.2 %	円	%			
	3	1,836,000 円	20.0 %	円	%	円	%	円	%	5,508,000 円	60.0 %	円	%			
	4	1,836,000 円	20.0 %	円	%	円	%	円	%	5,508,000 円	60.0 %	円	%			
	5	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%			
	6	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%			
	7	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%			
	8	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%			
合 計		3,800,901 円	20.4 %	円	%	円	%	円	%	11,016,400 円	59.2 %	円	%			

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはフラット付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはフラット付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積1.04平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。
- 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(5千円)まで記載すること。合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「実費購入予定費」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分した証書書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース料額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両・保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両・保証率0.10800 改定償却率:0.500
※3. 上記1.1.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.10.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあつては、認定書の写し。
- 自動車登録事項等証明書写し
- バス車両の主要部分の写真
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	沖縄バス株式会社
------	----------

11年度

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線 名称又は区間	確保維持車両 庫補助金申請 番号	車両の種別	乗車定 員(人)	車両の高 さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リー ス)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線 名称又は区間	確保維持車両 庫補助金申請 番号	車両の種別	乗車定 員(人)	車両の高 さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リー ス)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	実費購入予定実金 計額から繰上価格 を控除した額(円)	もと原価額のう ち少ない方の率 (円)	普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ス&のうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額 (千円)	* 残存価格 (円)
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-イ=ホ	ヘ	(定率法)イ×0.4=ト (定額法)イ×0.2=ト	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	ワ×7÷12(月)=ハ	カ×1/2=コ	ヘ-カ=タ
計													円	千円	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」 の具体的概要	
		都道府県	市区町村	その他の者	事業者負担	負担割合	負担割合		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
沖縄		円	%	円	%	円	%		
合 計		円	%	円	%	円	%		

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
沖縄	1	名護東線	1	1					
沖縄	1	名護東線	1	1					

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価格(円)	普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	償却期間(月)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度ヘの額=ナ	前年度7(2年目の みの)の額=ウ	(定率法)ナ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ナ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ	ラ=マ-フ
1	15,300,000	5,508,000	2,203,200		2,203,200	3,788,198	2,203,200	12	2,203,200 円	1,101.6	3,304,800
1	15,300,000	5,508,000	2,203,200		2,203,200	3,788,198	2,203,200	12	2,203,200 円	1,101.6	3,304,800
											0
											0
											0
											0
											0
											0
計	30,600,000	11,016,000	4,406,400		4,406,400	7,576,396	4,406,400		4,406 千円	2,203	6,609,600

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	7	7×1/2=サ
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
マ+7	ケ+サ
4,406	2,203

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」 の具体的概要	
		都道府県	市区町村	その他の者	事業者負担	負担割合	負担割合		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
沖縄	1	1,101,800 円	20.0 %	円	%	円	%	3,304,800 円	60.0 %
	2	1,101,800 円	20.0 %	円	%	円	%	3,304,800 円	60.0 %
	3	円	%	円	%	円	%	0 円	%
	4	円	%	円	%	円	%	0 円	%
	5	円	%	円	%	円	%	円	%
	6	円	%	円	%	円	%	円	%
	7	円	%	円	%	円	%	円	%
	8	円	%	円	%	円	%	円	%
合 計	2,203,200	円	20.0 %	円	%	円	%	6,609,600 円	60.0 %

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップバスもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。
- 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「実費購入予定額」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分した証書等を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 「リース車両」についても当該記載要領を準用するが、リース料額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成13年4月1日～平成24年5月31日までに取得した車両・保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両・保証率0.10800 改定償却率:0.500
※3. 上記1.1.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあつては、認定書の写し。
- 自動車登録事項等証明書
- バス車両の主要部分の写真
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

路線別 運行回数、輸送量等の目標（計画）値

			計画年度	運行日数	運行回数 (一日あたり)	平均乗車 密度	輸送量
沖縄バス（株）	77	名護東線	R9	365日	4,136.0回 (11.3)	6.5人	73.4人
			R10	366日	4,150.0回 (11.3)	6.5人	73.4人
			R11	365日	4,136.0回 (11.3)	6.5人	73.4人
	52	与勝線	R9	365日	5,779.0回 (15.8)	7.4人	116.9人
			R10	366日	5,802.0回 (15.8)	7.4人	116.9人
			R11	365日	5,773.0回 (15.8)	7.4人	116.9人
	40	大里線	R9	365日	1,459.5回 (3.9)	4人	15.6人
			R10	366日	1,465.5回 (4)	4人	16人
			R11	365日	1,459.5回 (3.9)	4人	15.6人
(株)琉球バス交通	82	玉泉洞糸満線	R9	365日	4,258.0回 (11.6)	2.1人	24.3人
			R10	366日	4,271.0回 (11.6)	2.1人	24.3人
			R11	365日	4,259.0回 (11.6)	2.1人	24.3人
	105	豊見城市内一周線	R9	365日	3,892.0回 (10.6)	6.8人	72人
			R10	366日	3,908.0回 (10.6)	6.8人	72人
			R11	365日	3,896.0回 (10.6)	6.8人	72人
	62	中部線	R9	365日	7,358.5回 (20.1)	5.8人	116.5人
			R10	366日	7,388.0回 (20.1)	5.8人	116.5人
			R11	365日	7,365.5回 (20.1)	5.8人	116.5人
那覇バス（株）	47	那覇てだこ線	R9	243日	729.0回 (3)	5.2人	15.6人
			R10	245日	735.0回 (3)	5.2人	15.6人
			R11	244日	732.0回 (3)	5.2人	15.6人
	45	与根線	R9	365日	7,419.0回 (20.3)	5.6人	113.6人
			R10	366日	7,450.0回 (20.3)	5.6人	113.6人
			R11	365日	7,427.0回 (20.3)	5.6人	113.6人
	101	平和台安謝線	R9	294日	2,340.0回 (7.9)	5.8人	45.8人
			R10	296日	2,358.0回 (7.9)	5.8人	45.8人
			R11	294日	2,346.0回 (7.9)	5.8人	45.8人
	446	那覇糸満線	R9	365日	8,444.0回 (23.1)	5.6人	129.3人
			R10	366日	8,475.0回 (23.1)	5.6人	129.3人
			R11	365日	8,449.0回 (23.1)	5.6人	129.3人
(株)琉球バス（株） 共同運行	65 66	本部半島線	R9	365日	9,733.0回 (26.6)	2.6人	69.1人
			R10	366日	9,761.0回 (26.6)	2.6人	69.1人
			R11	365日	9,734.0回 (26.6)	2.6人	69.1人
	67	辺土名線	R9	365日	4,258.0回 (11.6)	3.5人	40.6人
			R10	366日	4,271.0回 (11.6)	3.5人	40.6人
			R11	365日	4,259.0回 (11.6)	3.5人	40.6人

平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗り込んでいる人数

（一日あたり）輸送量：一日あたり運行回数×平均乗車密度

令和9年度版

路線	77番 名護東線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【宜野座村】 ・運転手不足解消のため、バス会社からのバス運転体験会等の情報を村公式LINEにおいて周知する。 ・バス運行に支障のある道路線形の改良を国へ要請する。 【名護市】 ・市広報（広報誌、HP等）における路線バスの周知 【うるま市】 ・路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・バスマップの周知 ・広報誌、ホームページで高齢者の免許返納によるバス割引（沖縄県バス協会実施）や高校生バス通学費等支援事業（沖縄県教育委員会実施）を周知 2. 運送予定者による取り組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取り組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券（1日・3日）のPR活動を行う ・運賃改定による収支改善 3. 路線見直しの検討 【沖縄バス】 ・必要に応じて、関係市町村と連携を図って進める
実施主体	・関係市町村＜うるま市・金武町・宜野座村・名護市＞ ・バス事業者＜沖縄バス（株）＞
定量的な効果目標	上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（1,593,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【宜野座村】 ・バス体験会については随時周知 ・国道事務所への要請は、宜野座村との行政懇談会にて要望を提出する。 【名護市】 ・自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 ・各種イベントの際の公共交通利用の啓発 【うるま市】 ・市広報誌、ホームページにより随時実施予定 2. 運送予定者による取り組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取り組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券（1日・3日）のPR活動を行う
その他特記事項	

令和9年度版

路線	52番 与勝線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取組み 【浦添市】 ・小学生を対象にICTを活用したMM授業を実施。公共交通の利用促進を図る。 【うるま市】 ・路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・バスマップの周知 ・広報誌、ホームページで高齢者の免許返納によるバス割引（沖縄県バス協会実施）や高校生バス通学費等支援事業（沖縄県教育委員会実施）を周知 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取組みを進めていく。 2. 運送予定者による取組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券（1日・3日）のPR活動を行う ・運賃改定による収支改善 3. 路線見直しの検討 【沖縄バス】 ・必要に応じて、関係市町村と連携を図って進める
実施主体	・関係市町村＜那覇市・浦添市・宜野湾市・北中城村・沖縄市・うるま市＞ ・バス事業者＜沖縄バス（株）＞
定量的な効果目標	上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（1,343,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取組み 【浦添市】 ・令和9年10～2月 MM授業を実施予定。 【うるま市】 ・市広報誌、ホームページにより随時実施予定 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取組みを実施予定 2. 運送予定者による取組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券（1日・3日）のPR活動を行う。
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	40番 大里線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取組み 【南城市】 ・公共交通の利用促進について周知を図る。 ・公共交通の利用促進を目的としたイベントを開催。 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取組みを進めていく。 【南風原町】 ・庁舎ホール等でのチラシ等の掲示 2. 運送予定者による取組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う ・運賃改定による収支改善 3. 路線見直しの検討
実施主体	・関係市町村＜南城市・那覇市・南風原町＞ ・バス事業者＜沖縄バス(株)＞
定量的な効果目標	上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額(133,000円)の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取組み 【南城市】 ・広報する内容・文面・実施時期等の検討 ・利用促進イベントを年1回以上実施 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取組みを実施予定 【南風原町】 ・チラシ等の掲示場所の検討 2. 運送予定者による取組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組み ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う。
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	82番 玉泉洞糸満線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知 【糸満市】 ・計画的な路線バスの広報（広報誌・ホームページ・LINE） ・市のホームページでの、バスマップの周知 ・市主催行事案内等でのバス利用掲載の周知 ・のりものNAVI活用によるバス利用の周知 【南城市】 ・公共交通の利用促進について周知を図る。 ・公共交通の利用促進を目的としたイベントを開催。 【八重瀬町】 ・関係市町村で発行される広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・市町村主催の各種イベントにおいて、バス利用促進に向けた取り組みを行う。 2. 運送予定者による取り組み ・糸満市における再編実施後の経過確認（R3.10月再編実施） ・フリー乗車券の電子化を実施（R4.2月～） ・運賃改定を実施（R6.4月～） ・バス停留所付近の情報を共有できるくちコミ型ポータルサイトを運用開始（R7.4月～） 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ 3. 路線見直しの検討 ・糸満市における再編計画にともなう運行ダイヤ検討
実施主体	・関係市町村＜糸満市・南城市・八重瀬町＞ ・バス事業者＜（株）琉球バス交通＞
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（168,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【南城市】 ・広報する内容・文面・実施時期等の検討 ・利用促進イベントを年1回以上実施 【八重瀬町】 ・広報する内容・文面等の検討 ・各種イベントにおけるバス利用促進に向けた検討 ・広報誌へ年2回程度掲載 【糸満市】 ・広報誌による利用促進周知掲載（随時） ・市のSNS、ホームページによる利用促進周知（随時） ・のりものNAVI活用によるバス利用の周知（随時） ・市主催行事案内等でのバス利用掲載の周知（5月～3月） 2. 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動（ホームページ）
その他特記事項	

令和9年度版

路線	105番 豊見城市内一周線
生産性向上への取組内容	- 路線案内強化に向けた取り組み 【豊見城市】 ・広報誌、ホームページ等での周知 ・バスマップ配布 ・市内中学校、高等学校へバスマップの周知（QRコード） ・市役所掲示板へモビリティマネジメント啓発ポスターの掲示 ・バス待ち施設設置についての周知及び拡充に向けた取組 - 運送予定者による取り組み ・豊見城市地域公共交通協議会と連携して105番の検証 ・フリー乗車券の電子化を実施（R4.2月～） ・関係市町村で発行される広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・市町村主催の各種イベントにおいて、バス利用促進に向けた取り組みを行う。 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ - 路線見直しの検討 ・豊見城市における地域公共交通計画を策定（R5年3月） ・豊見城市地域公共交通協議会 年2回開催 ・東風平豊見城線共用時期にあわせて路線の見直しができるよう調整中
実施主体	- 関係市町村＜豊見城市＞ - バス事業者＜（株）琉球バス交通＞
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（158,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	- 路線案内強化に向けた取り組み 【豊見城市】 ・令和8年4月～ バスマップの更新 ・令和8年5月～ 市内中学校、高等学校へバスマップの周知（QRコード） - 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動（ホームページ）
その他特記事項	

令和9年度版

路線	62番 中部線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村の広報誌にてバスロケーションシステムの周知 【沖縄市】 ・9月20日のバスの日に、庁舎内ロビーにて路線バスPRパネルを展示し周知を図る。 ・ホームページでバスマップ沖縄・のりものNAVI・わったーバス党等の外部リンクをのせ、周知を図る。 【北谷町】 ・交通総合マップを作成し路線の周知を図る 2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～) ・運賃改定を実施(R6.4月～) ・関係市町村で発行される広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・市町村主催の各種イベントにおいて、バス利用促進に向けた取組みを行う。 3. 路線見直しの検討 【琉球バス】 ・路線維持を目指し関係市町村と見直しの検討を図る
実施主体	・関係市町村<南城市・南風原町・八重瀬町> ・バス事業者<(株)琉球バス交通>
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額(1,352,000円)の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取組み 【北谷町】 ・路線バスの広報(広報誌、ホームページ):随時 ・バスロケーションシステムの周知(広報誌):随時 ・交通総合マップの作成:令和8年6～7月発注、9月納品、10月配布(予定) 【沖縄市】 ・取組内容について実施に努める 2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	

令和9年度版

路線	47番 那覇てだこ線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取り組みを進めていく。 【浦添市】 ・小学生を対象にICTを活用したMM授業を実施。公共交通の利用促進を図る。 2. 運送予定者による取り組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取り組み ・運賃改定を実施(R6.4月～) ・バス停留所付近の情報を共有できるくちコミ型ポータルサイトを運用開始(R7.4月～) 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ 3. 路線見直しの検討
実施主体	・関係市町村<那覇市・浦添市> ・バス事業者<那覇バス(株)>
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額(72,000円)の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【浦添市】 ・令和9年10～2月 MM授業を実施予定。 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取り組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取り組みを実施予定 2. 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	45番 与根線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知 【豊見城市】 ・庁舎等で公共交通利用の啓発 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取り組みを進めていく。 2. 運送予定者による取り組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取り組み ・運賃改定を実施(R6.4月～) ・バス停留所付近の情報を共有できるくちコミ型ポータルサイトを運用開始(R7.4月～) 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ 3. 路線見直しの検討
実施主体	・関係市町村<豊見城市・那覇市> ・バス事業者<那覇バス(株)>
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額(662,000円)の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【豊見城市】 ・R8.4～周知する内容・実施時期等の検討 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取り組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取り組みを実施予定 2. 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	101番 平和台安謝線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取組み 【豊見城市】 ・広報誌やホームページなどで公共交通の利用促進について周知を図る。 ・庁舎等で公共交通利用の啓発 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取組みを進めていく。 2. 運送予定者による取組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組み ・運賃改定を実施(R6.4月～) ・バス停留所付近の情報を共有できるくちコミ型ポータルサイトを運用開始(R7.4月～) 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ 3. 路線見直しの検討
実施主体	・関係市町村＜那覇市・豊見城市＞ ・バス事業者＜那覇バス(株)＞
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額(901,000円)の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取組み 【豊見城市】 ・R8.4～周知する内容・実施時期等の検討 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取組みを実施予定 2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	446番 那覇糸満線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知 【豊見城市】 ・庁舎等で公共交通利用の啓発 【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取り組みを進めていく。 【糸満市】 ・計画的な路線バスの広報（広報誌・ホームページ・LINE） ・市のホームページでの、バスマップの周知 ・市主催行事案内等でのバス利用掲載の周知 ・のりものNAVI活用によるバス利用の周知 2. 運送予定者による取り組み ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取り組み ・運賃改定を実施（R6.4月～） ・バス停留所付近の情報を共有できるくちコミ型ポータルサイトを運用開始（R7.4月～） 「Bus Memo 沖縄版」https://bus-memo.com/ 3. 路線見直しの検討 ・糸満市における再編計画にともなう運行ダイヤ検討
実施主体	・関係市町村＜糸満市・豊見城市・那覇市＞ ・バス事業者＜那覇バス（株）＞
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（172,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【豊見城市】 ・R8.4～周知する内容・実施時期等の検討 【那覇市】 ・令和8年4月～6月 公共交通意識啓発への取り組み内容を検討予定 ・令和8年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和8年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取り組みを実施予定 【糸満市】 ・広報誌による利用促進周知掲載（随時） ・市のSNS、ホームページによる利用促進周知（随時） ・のりものNAVI活用によるバス利用の周知（随時） ・市主催行事案内等でのバス利用掲載の周知（5月～3月） 2. 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動（ホームページ）
その他特記事項	【那覇市】 ・都市と交通パネル展（9月）を開催し、公共交通の利用促進を図る予定 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定

令和9年度版

路線	65番・66番 本部半島線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステムの周知 ・各種イベントの際の公共交通利用の啓発 2. 運送予定者による取り組み ・フリー乗車券の電子化を実施（R4.2月～） ・運賃改定を実施（R6.4月～） 3. 路線見直しの検討 ・関連する自治体と見直しについて検討する。 ・名護市、本部町における公共交通計画の検討 ・名護市の協議会と連携して計画を検討
実施主体	・関係市町村＜名護市・本部町・今帰仁村＞ ・バス事業者＜（株）琉球バス交通・沖縄バス（株）＞
定量的な効果目標	上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（542,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取り組み 【今帰仁村】 ・令和8年10月～ 自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 ・随 時 各種イベントの際の公共交通利用の啓発 【本部町】 ・令和7年10月～ 自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 ・随 時 各種イベントの際の公共交通利用の啓発 【名護市】 ・自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 ・各種イベントの際の公共交通利用の啓発 2. 運送予定者による取り組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動（ホームページ）
その他特記事項	・広報発行部数 今帰仁村 約3600部

令和9年度版

路線	67番 辺土名線
生産性向上への取組内容	1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係自治体における計画的な路線バスの広報（広報誌、ホームページ） ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステムの周知 2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施（R4.2月～） ・運賃改定を実施（R6.4月～） 3. 路線見直しの検討 【事業者共通】 ・名護市の協議会と連携して計画を検討 【国頭村】 ・上りダイヤの見直しを希望。 現状の上りダイヤ（AM8:50辺土名BT発）だと「辺土名高校生」が通学での利用が出来ない状況。 辺土名高校へ通学する生徒に配慮したダイヤ改正（例：8:20辺土名BT発）に向けて（株）琉球バス交通・沖縄バス（株）との調整が必要と考えている。
実施主体	・関係市町村＜名護市・大宜味村・国頭村＞ ・バス事業者＜（株）琉球バス交通・沖縄バス（株）＞
定量的な効果目標	・上記取組により、R7年度運送収入の1%相当額（420,000円）の増収を目指す。
実施に向けた主なスケジュール	1. 路線案内強化に向けた取組み 【名護市】 ・自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 ・各種イベントの際の公共交通利用の啓発 2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動（ホームページ）
その他特記事項	

「令和９年度地域間幹線計画確保維持計画（素案）」パブリックコメント

意見に対する考え方

意見公募期間：令和８年４月２８日（火）から５月１８日（月）

意見数：１件

No	箇所	意見	対応方針
1	23 ページ ※案 7 ページ	「系統番号 77 番名護東線通学時間帯 具志川高校経由の新設に関する意見」 令和 7 年の路線再編により、系統番号 77 番名護東線は具志川高校最寄りの「喜仲入口」を経由しなくなり、うるま市石川方面や金武町方面から通学する生徒は安慶名での乗り換えが必要となっている。その結果、通学時間の延長や乗り換え負担の増加、雨天時・夜間における安全面の不安などが生じている。 特に名護東線は沿線地域の高校生にとって重要な通学路線である一方、路線再編以降具志川高校へのアクセスが不便な状況となっている。与勝高校などには通学需要を踏まえた経由便が設定されていることから、具志川高校についても通学時間帯の一部便を「具志川高校前」経由とする必要があると考える。 経由新設により、乗り換え不要による通学負担の軽減や安全性向上が期待できるほか、継続的な通学需要への対応にもつながる。現行ダイヤへの影響を最小限に抑えながら実施可能と考えられるため、地域公共交通の利便性向上の観点からも検討を求める。	県では、77 番名護東線の減便に伴う夜間の高校生の帰宅手段確保に向けた検討など、本島中北部東海岸地域の公共交通に係る課題解決に向けて、県、名護市、うるま市、金武町、宜野座村で構成する「沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会」を令和 7 年 2 月に設置しました。 同協議会で協議した結果、平日夜間のバス運行については、県及び 4 市町村で連携し、令和 8 年度末までの実証運行を行っており、引き続き、名護東線の維持や、令和 9 年度以降の夜間の移動手段の確保等に向けて、協議することとしております。 今回ご意見をいただいた、具志川高校の通学時間帯に係る交通利便性向上に向けては、同協議会において、交通事業者等の関係者と意見交換しながら、どのような対応が可能か検討してまいります。